|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  荒川区保健所長　殿  住　所    死亡者（失そう者）との続柄  氏　名    電話番号　　　　 （　　　　）  ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 　　　　（　　　　）  診療所（歯科診療所又は助産所）開設者死亡（失そう）届  　　　開設者が死亡した（失そう宣告を受けた）ので、医療法第９条第２項の  規定により、下記のとおり届け出ます。  記   |  |  | | --- | --- | | １　名称 |  | | ２　所在地 | 荒川区　　　　　　　　　　丁目　　　番　　　号  電話番号　　　　（　　　　）  ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　　　（　　　　） | | ３　開設許可（開設届出）  　　年月日及び同番号 | 年　　　月　　　日  第　　　　　号 | | ４　開設者の氏名 |  | | ５　死亡（失そう）の年月日 | 年　　　月　　　日 | | ６　診療録等の保存先 | 保存責任者氏名：  　　　　　住所：  　　　電話番号： |   添付書類  　　１　死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本、失そう宣告の写し  　　２　届出義務者であることを証明する書類  （注）　この届出は、戸籍法上の死亡の届出義務者又は失そうの届出義務者が行うこと。  （注）　診療録は５年保存、特定生物由来製品を使用した場合は20年保存 |

別記第16号様式（第11条関係）

（日本産業規格Ａ列４番）